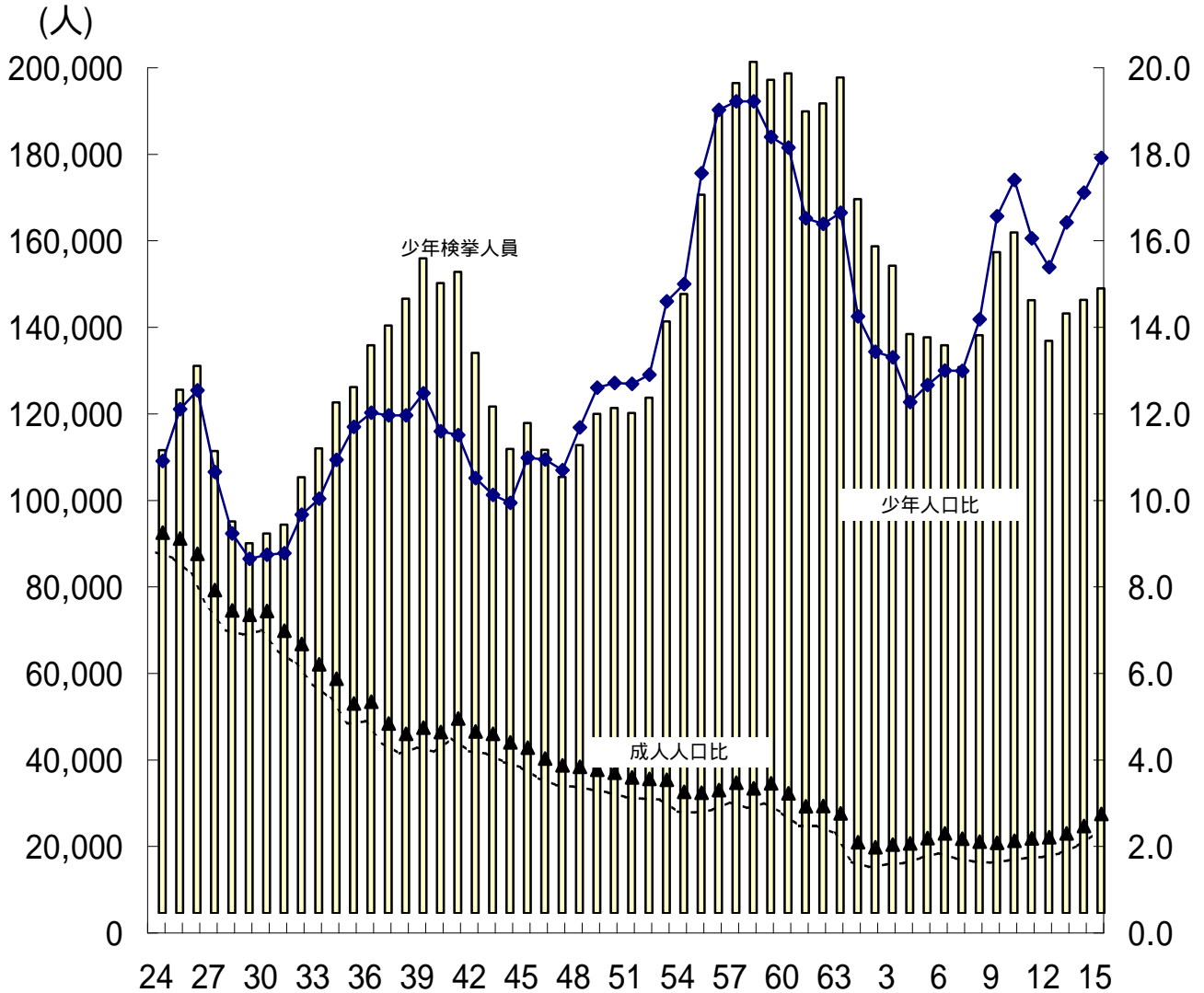


少年を取り巻く情勢と警察の施策について

時期	少年を取り巻く情勢	警察の施策
昭和二十年代	<p>経済的窮乏、極度にひっ迫した食糧事情と社会混乱による少年非行の急増（年少少年による窃盗、強盗、詐欺等の財産犯の増加）</p> <p>昭和 23 年、旧警察法の施行 昭和 23 年、児童福祉法の施行 昭和 24 年、刑事訴訟法、少年法の施行</p> <p>昭和 26 年、少年非行の戦後第 1 のピーク（刑法犯少年が約 12 万人）</p> <p>昭和 29 年、新警察法の施行</p>	<p>各庁県の警察本部及び警察署に少年課又は係の設置を指示</p> <p>少年防犯活動、街頭補導、少年相談等の推進を指示</p> <p>昭和 24 年「少年警察の強化について」（国家地方警察本部次長名通達）を発出し、「少年警察」の名称と任務を明記</p> <p>昭和 25 年、「簡易送致」制度の実施</p> <p>昭和 27 年以降、少年補導センターを全国の市町村を中心に設置</p> <p>昭和 29 年「少年警察の運営について」（警察庁次長通達）を発出し、問題少年の早期発見補導の強化を指示</p>
昭和三十年代	<p>急速な経済成長に伴う都市化の進展、享乐的風潮の高まり等、少年非行を誘発しやすい社会構造の変化に伴う少年非行の急増（年少少年による凶悪犯・粗暴犯の増加）</p> <p>昭和 39 年、少年非行の戦後第 2 のピーク（刑法犯少年が約 15 万人）</p>	<p>昭和 35 年、少年警察行政の基準である「少年警察活動要綱」（警察庁次長通達）を発出</p> <p>少年補導活動を行うボランティアの活性化、学校警察連絡協議会の結成を指示</p> <p>少年の福祉を害する犯罪の取締り、少年非行集団対策の強化を指示</p>
昭和四十年代	<p>万引き、自転車盗等の「遊び型非行」の急増</p> <p>中高生による対教師暴行事件の増加、女子少年による非行の粗暴化、女子中高生による売春等の性の逸脱行為の増加、暴走族少年による集団犯罪の多発</p>	<p>少年補導員の制度化（「少年補導員制度運営要領」の策定）</p> <p>昭和 44 年、「簡易送致」制度の基準の改定</p> <p>「少年事件選別主任者制度」の確立</p> <p>暴走族に対する取締りの強化を指示</p>

昭和五十年代～昭和六十年代	<p>社会の連帯意識の希薄化、核家族化、価値観の多様化により、少年の間に享乐的な風潮や克己心の欠如という現象が広まったほか、少年を取り巻く有害環境が拡大したことによる少年非行の激増</p> <p>昭和 58 年、少年非行の戦後第 3 のピーク（刑法犯少年が約 19 万人）</p>	<p>昭和 51 年、警察庁保安部に「少年課」を新設</p> <p>昭和 57 年「少年非行総合対策要綱」（警察庁次長通達）の制定</p> <p>風俗営業等取締法の改正によるゲームセンター等に対する規制の強化</p> <p>少年指導委員の新設（風営適正化法）</p> <p>少年をめぐる環境浄化活動の強化を指示</p> <p>警察内部及び関係機関、団体との連携による暴走族の総合対策の推進を指示</p>
平成初期	<p>少年による凶悪犯、粗暴犯が高水準で推移するとともに、福祉犯罪、児童虐待等の少年の犯罪被害の増加</p>	<p>少年向けパソコン用ポルノソフト等情報メディアに係る新たな有害環境浄化対策を指示</p> <p>都道府県警察に少年事件捜査指導官の設置を指示</p> <p>平成 8 年「被害者対策要綱」（警察庁次長通達）の制定による被害少年に係る被害者対策の推進を指示</p> <p>平成 9 年「少年非行総合対策要綱」（警察庁次長通達）を新たに制定</p>
平成十年代	<p>「いきなり型」非行の多発、「遊ぶ金欲しさ」型の非行の増加等、少年非行は質・量ともに深刻な状況</p> <p>少年による特異・凶悪事件の続発</p> <p>刑法犯少年の人口比が第 3 のピークに近づく</p> <p>平成 11 年、児童買春児童ポルノ禁止法の施行</p> <p>平成 12 年、児童虐待防止法の施行</p> <p>平成 13 年、少年法等の一部を改正する法律の施行</p> <p>平成 15 年、出会い系サイト規制法の施行</p>	<p>凶悪・粗暴な少年事件に対する的確な捜査運営に努めることを指示</p> <p>警察庁少年課に少年保護対策室を新設</p> <p>平成 14 年「少年警察活動規則」制定</p>

少年検挙人員・刑法犯の人口比（成人・少年）の推移 （昭和24年～平成15年）



	S24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
少年	10.5	11.7	12.1	10.2	8.8	8.2	8.3	8.3	9.2	9.6	10.5	11.2	11.6	11.5
成人	8.8	8.7	8.3	7.5	7.0	6.9	7.0	6.5	6.2	5.8	5.4	4.9	4.9	4.4

	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51
少年	11.5	12.0	11.1	11.1	10.1	9.7	9.5	10.5	10.5	10.2	11.2	12.1	12.3	12.2
成人	4.2	4.3	4.2	4.5	4.2	4.1	4.0	3.8	3.6	3.4	3.4	3.3	3.2	3.1

	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2
少年	12.4	14.1	14.5	17.1	18.6	18.8	18.8	17.9	17.7	16.1	15.9	16.2	13.8	13.0
成人	3.1	3.1	2.8	2.8	2.8	3.0	2.9	3.0	2.8	2.5	2.5	2.3	1.6	1.5

	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
少年	12.8	11.8	12.2	12.5	12.5	13.7	16.1	16.9	15.6	14.9	16.0	16.7	17.5
成人	1.6	1.6	1.7	1.8	1.7	1.7	1.6	1.7	1.7	1.8	1.8	2.0	2.3

注) 交通業過を除く刑法犯（ただし、昭和40年以前は盗品等に関する罪、住居侵入等も除く。）